

平成 24 年度診療報酬改定について（第 1 報）

平成 24 年 2 月 13 日
茨歯会社会保険委員会

今回の改定に関して、総論として初診・再診料について点数配分はありませんでしたが、以下の項目等に対して点数が配分されました。なお、中医協は答申にあたり付帯意見書を厚労大臣に提出。歯科関係では、基本診療料の在り方について、「歯科は単科で、多くは小規模であることも含め、基本診療料の在り方について別途検討する」との文言が明記されました。尚、一般的な歯科点数改訂について、下記にまとめましたが詳細については後日お知らせいたします。

主な点数配分項目

- ・ 歯の保存に関して（歯周関連）
- ・ 歯内療法に関して
- ・ 歯の修復治療に関して
- ・ 補綴治療関連に関して
- ・ 在宅関連に関して

歯の保存等に関して

（歯周関連）

○スケーリング

1 / 3 顎につき 6 4 点 → 6 6 点

S R P ・ 歯周ポケット搔爬（1 歯につき）

イ．前歯 5 8 点 → 6 0 点

ロ．小臼歯 6 2 点 → 6 4 点

ハ．大臼歯 6 8 点 → 7 2 点

○歯周外科手術（1 歯につき）

歯周ポケット搔爬術 7 5 点 → 8 0 点

新付着手術 1 5 0 点 → 1 6 0 点

歯肉切除手術 3 0 0 点 → 3 2 0 点

歯周剥離搔爬手術 6 0 0 点 → 6 2 0 点

歯周組織再生誘導手術

1 次手術 7 3 0 点 → 7 6 0 点

2 次手術 3 0 0 点 → 3 2 0 点

（算定要件）

手術時歯根面レーザー応用加算 4 0 点 → 6 0 点

○歯周病部分的再評価検査 1 5 点（新）（1 歯につき）

処置（歯内療法等に関して）

○新設 残根削合（1 歯 1 回につき） 1 8 点

○間接歯髄保護処置（（1 歯につき） 2 5 点 → 3 0 点

○初期う蝕早期充填処置（名称見直し）1 2 0 点 → 1 2 2 点

（シーラント材料等費用は別途算定）

○除去に関して

- 1. 簡単なもの 15点→16点
- 2. 困難なもの 30点→32点
- 3. 根管ポストを有する鑄造体の除去 50点→54点

○抜髄（1歯につき）

- 単根管 220点→228点
- 2根管 406点→418点
- 3根管 570点→588点

○感染根管処置

- 単根管 130点→144点
- 2根管 276点→294点
- 3根管 410点→432点

○根管貼薬（1歯1回につき）

- 単根管 20点→26点
- 2根管 22点→30点
- 3根管 30点→40点

歯の修復治療に関して

○鑄造歯冠修復→金属歯冠修復（名称変更）

- 充形 120点→126点

○充填（1歯につき）

充填1

- イ. 単純なもの 100点→102点
- ロ. 複雑なもの 148点→152点

充填2

- イ. 単純なもの 57点
- ロ. 複雑なもの 105点

○インレー

- イ. 単純なもの 181点→190点
- ロ. 複雑なもの 275点→284点

- 全部鑄造冠 445点→454点

○生活歯冠形成

- イ. 鑄造冠 300点→306点
- ロ. ジャケット冠 300点→306点
- 乳歯金属冠 120点→120点

○失活歯冠形成

- イ. 鑄造冠 160点→166点
- ロ. ジャケット冠 160点→166点
- 乳歯金属冠 114点→114点

○窩洞形成

- イ. 単純なもの 56点→60点
- ロ. 複雑なもの 80点→86点

補綴治療関連医に関して

○支台築造 20点→22点

○印象採得

1 歯冠修復（1歯につき）

連合印象 60点→62点

2 欠損補綴（1装置につき）

連合印象 225点→228点

特殊印象 265点→270点

ワンピースキャストブリッジ

5歯以下 275点→280点

6歯以上 326点→332点

○咬合採得

歯冠修復（1個につき） 14点→16点

有床義歯関連について

1 局部床義歯

イ. 1～4歯 550点→560点

ロ. 5～8歯 676点→690点

ハ. 9～11歯 900点→920点

ニ. 12～14歯 1310点→1340点

2 総義歯 2060点→2100点

3 鑄造鉤

イ. 双子鉤 224点→230点

ロ. 両翼鉤（二腕鉤） 208点→212点

ハ. フック、スパー 96点→103点

ニ. バー 鑄造バー 430点→438点

屈曲バー 240点→248点

4 有床義歯修理 220点→224点

歯科技工加算 20点→22点

5 有床義歯内面適合法

イ. 1～4歯 205点→210点

ロ. 5～8歯 250点→260点

ハ. 9～11歯 340点→360点

ニ. 12～14歯 540点→560点

ホ. 総義歯 750点→770点

在宅関連に関して

○歯科訪問診療料1 …… 830点→850点

○歯科訪問診療補助加算（新設）1日につき

在宅療養支援歯科診療所に属する歯科衛生士が歯科訪問診療に際して診療の補助を行った場合に算定

同一建物居住者以外（1人）・・・	110点
同一建物居住者以外（2人以上）・	45点

○在宅患者等急性歯科疾患対応加算の見直し

(旧)

イ. 1回目	232点
ロ. 2回目以降	90点

(新)

イ. 同一建物以外	170点
ロ. 同一建物居住者（5人以下）	85点
ハ. 同一建物居住者（6人以上）	50点

○（歯科診療特別対応地域支援加算（初診料の加算、初診時1回100点（新））

外科関連に関して

○歯根嚢胞摘出手術

1. 歯冠大	800点→ 800点
2. 拇指頭大	1350点→1350点
3. 鶏卵大	2040点